



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

96.9.9 No. 4462

岐路に立つ国鉄闘争と

清算事業団闘争勝利の展望!

国労本部は、八月二六日に開かれた臨時中央執行委員会で、次の態度を決定し、八月三〇日、J R各社に申し入れた。

- 一、国労は、「改革法」に基づいて推移している現状を承認するとともに、基幹産業としてのJ R各社の発展に寄与する。
- 二、国労は、健全かつ正常な労使関係の構築を図る。
- 三、不採用及び配属事件等全事件について、和解の方向が明確になれば、ただちに申し立て等の取り下げを行なう。

改革法を…承認

この態度表明の何よりも大きな問題点として指摘せざるを得ないのは、「改革法」を…承認する」としたことである。これは、国鉄闘争の原点の放棄につながるかねない態度決定だ。言うまでもなく、一〇四七名の仲間たちは国鉄改革法二三条によって不当解雇された。改革法の最大の核心は、J R社員を「新規採用」と定め、J Rには不当労働行為の責任が及ばないように、巧妙な仕掛けをつくらせたことにある。何をやっても国鉄がJ Rになれば、その日をもって一切の責任は消えてしまう。だからこそ、わずか数年の間に二〇万人の労働者の首切りが可能となり、未曾有の不当労働行為が職場を吹き荒れることになったのである。つまり改革法こそ、国家的な不当労働行為を可能ならしめたその根拠であり、この十年間の闘いは、ある意味では改革法との闘い

全事件の取下げ

二点目は、「和解の方向が明確になれば」、ただちに全事件の取下げを行なう、としていることである。「全面解決すれば」ではなく、「和解の方向が明確」になった時点で、全ての不当労働行為事件を取り下げるのは、猛獣の前に裸で身を投げだすに等しいことだと言わざるを得ない。

三池闘争のときも、中労委に白紙委任した結果は、「指名解雇一旦撤回」一ヵ月後の自主退職であった。しかも、闘争終決後も、手段を選ばぬ差別・切り崩し攻撃は止まず、職場闘争が根絶された結果、一瞬にして四五八人の生命を奪った三川鉦の大爆発事故が引き起こされた。われわれは、同じ道をたどることはできない。

そもそも、分割・民営化攻撃は、国労をはじめとした闘う労働組合を解体することを最大の目的とした攻撃であった。その意図は、現在も全く変わっていない。「正常な労使関係」をつくる道は、不当労働行為の取り下げではなく、危

機にたつJ R体制と闘い、不当労働行為と闘う以外ないことは明らかである。

会社発展に寄与

三点目は、「J R各社の発展に寄与する」と表明したことである。現在、職場では、大合理化攻撃が吹き荒れている。しかし、このように表明してしまえば、ストライキをはじめ、職場からの闘いはほとんど困難になる。実際、J R西日本は、国労の申し入れに対し、「『会社の発展に寄与する』とあるが、具体的に信用し期待しているのか。真意に疑義があるのが我々の気持ちである」と、居丈高などう喝を加えている。ここでも、資本の側は、無限の屈服を迫っていることは間違いない。

政府依存の

「東日本包囲網」

国労本部は、この方針について、「これは路線転換ではない。J R東日本包囲網をつくるのが目的」と説明している。実際、申し入れに対するJ R各社の対応は分裂し、西日本・東海・九州・四国は「拒否しない」「検討する」とし、東日本・北海道は拒否した。

しかし、ここにも大きな問題がある。国労本部の基本的な考え方は、八月三〇日の申し入れにふまえ、九月五日に運輸大臣、労働大臣に申し入れを行なって、政府・運輸省の手で、拒否するJ R東日本を説得させるといったものだ。つまり、国労の言う「東日本包囲網づくり」は、政府の手によって

を委ねた他力本願の方針であると、言わざるを得ない。

ここでも、果たして政府・運輸省は国労の味方なのか、という単純な疑問にぶつかる。確かに、政府とJ RとJ R総連・革マルの間の矛盾は拡大している。しかし、橋本首相は分割・民営化当時の運輸大臣だ。株主総会で、松田一松崎体制の続投を決定したのも、現政府だ。敵の内部の深刻な矛盾の拡大にもかかわらず、国労解体・国鉄労働運動解体は、基本政策として認識され続けているのである。だからこそ、もう一度東労組・革マルを国労にけしかける方針をとったことは間違いない。

さらに、この過程で最も積極的な動きをしたのは、社民党・永井労働大臣である。しかし、その永井労働大臣も、国労全国大会で闘争団の代表からだされた一われわれは中途半端な解決ではなく金メダルが取りたい」との発言に対し、「こんな意見がでるようでは真剣に解決を求めているとは思えない」と国労を叱責し、①白紙委任、②J R連合との統一、③全紛争事案の取り下げという条件をつきつけたと言われている。こうした状況を見れば、政府の手に一切を委ねた「解決」が仮に実現するとしても、それは、われわれの求める解決とはほど遠いものになることは明らかだ。

また国労は、「現在行政訴訟で争われている本州関係の採用差別事件の緊急命令ができればそれがJ Rを驚愕させ、和解への突破口になる」と主張している。しかし、これも司法を頼りとした他力本願の方針だと言わざるを得ない。